

告 示

埼玉県告示第千三百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

狭山都市計画道路三・四・三号入間柏原線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

狭山市笹井の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、狭山市都市建設部

都市計画課

四 縦覧期間

令和五年十一月十四日から令和五年十一月二十八日まで